

<別紙1>

重要事項説明書

ショートステイみゆきのご案内

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・開設年月日 平成20年4月16日
- ・所在地 長野県飯山市大字下木島9番地
- ・電話番号 0269-81-3850
- ・ファックス番号 0269-81-3851
- ・管理者名 藤沢 京子
- ・介護保険指定番号 ショートステイみゆき (2071300343号)

(2) ショートステイみゆきの目的と運営方針

ショートステイみゆきは、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供し、在宅介護を支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[ショートステイみゆきの運営方針]

「ショートステイみゆきの従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービス計画に基づいて、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、居宅における生活の継続を目指します。」「入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めます。」「明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。」

(3) 施設の職員体制

1 配置医 1名

配置医は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、短期入所生活介護に携わる従業員の管理、指導を行う。

2 介護看護職員

- ・介護職員 10名以上（常勤換算）

・看護師、准看護師 1名以上（常勤換算）

利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

3 機能訓練指導員 1名以上

身体機能の評価、リハビリテーション計画の立案を行い、訓練の実施、スタッフへの援助指導を行う。

4 生活相談員 1名以上

施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。

5 栄養士または管理栄養士 1名以上

利用者の栄養管理、食事指導を行い、施設の衛生管理に努める。

6 事務員 1名以上

利用料の作成、請求及び施設全般についての管理を行う。

(4) 入所定員等

・定員 50名

・療養室 個室2室・4人室12室

2. サービス内容

①短期入所生活介護計画の立案

（上記の内容を利用者及び家族に説明し、同意を得ます。）

②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時30分～8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

③入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。原則として週に2回以上ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）

④介護（退所時の支援も行います。）

⑤生活リハビリ（体操・レクリエーション）

⑥相談援助サービス

⑦利用者が選定する特別な食事の提供

⑧理美容サービス

⑨行政手続代行

⑩その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものがありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

名 称 飯山赤十字病院

住 所 長野県飯山市大字飯山 226-1

- ・緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・窓口対応

8時30分～17時30分は対応可能です。

- ・面会

事前に電話にてご予約の上、お越しくください。

- ・外出・外泊

職員に申し出て届け出用紙を書いてください。

なお、面会や外出・外泊については、感染症のまん延等により、随時対応を変更することがありますので、電話にてご確認ください。

- ・飲酒・喫煙

飲酒は原則できません。また、受動喫煙防止法により、敷地内での喫煙もできません。

- ・火気の取扱い

火気の取扱いは危険ですので禁止いたします。

- ・設備・備品の利用

ベッド横に収納ロッカーがありますのでご利用ください。

- ・所持品・備品等の持ち込み

電気器具（テレビ・ラジオ・電気毛布等）の持ち込みは職員に申し出てください。

- ・金銭・貴重品の管理

現金・貴重品は持ち込めません。盗難などについて当施設は一切責任を負いかねます。

- ・宗教活動

宗教活動・営利目的の勧誘などをご遠慮ください。

- ・ペットの持ち込み

集団生活上ペットの持ち込みは禁止いたします。

5. 非常災害対策

・防災設備

消火器・非常放送設備が備えられています。

・防災訓練

年2回実施いたします。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には苦情処理担当及び生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、苦情処理担当及び生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

・ショートステイみゆき（飯山介護老人保健施設みゆき）

0269-81-3850（代 表）

その他の苦情処理窓口

・長野県介護支援課 026-235-7121

・飯山市保健福祉課 0269-62-3111

・長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口

026-238-1580

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットをご用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

ショートステイみゆきについて

(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ショートステイみゆきの概要

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、要介護者（介護予防短期入所生活介護にあたっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、又計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。（以下は自己負担割合が1割の方の1日あたりの自己負担分です。）

個室		多床室	
・要支援1	479円	・要支援1	479円
・要支援2	596円	・要支援2	596円
・要介護1	645円	・要介護1	645円
・要介護2	715円	・要介護2	715円
・要介護3	787円	・要介護3	787円
・要介護4	856円	・要介護4	856円
・要介護5	926円	・要介護5	926円
・機能訓練体制加算			12円
・サービス提供体制強化加算Ⅰ			22円
・サービス提供体制強化加算Ⅱ			18円

・看護体制加算Ⅰ	4円
・看護体制加算Ⅱ	8円
・夜勤職員配置加算Ⅰ	13円
・夜勤職員配置加算Ⅲ	15円
・療養食加算	8円(1食につき)
・送迎加算(片道) 1回あたり	184円
(送迎実施地域外の送迎は、別途実費をいただきます)	
・生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円/月
・生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月
・医療連携強化加算	58円
・緊急短期入所受入加算	90円
・口腔連携強化加算 1回あたり	50円
・生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月
・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
・夜勤職員配置基準減算	3%/日
・定員超過または人員基準欠如減算	30%/日
・身体拘束廃止未実施減算	1%/日
・高齢者虐待防止措置未実施減算	1%/日
・業務継続計画未策定減算	1%/日
・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	『基本料金』+『各種加算』×14.0%の額
・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	『基本料金』+『各種加算』×13.6%の額
・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	『基本料金』+『各種加算』×11.3%の額
・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	『基本料金』+『各種加算』×9.0%の額

② 食費

朝食	470円
昼食	780円
夕食	600円

③ 居住費

・個室	1,700円
・多床室	1,100円

(2) 入所者が選定するその他費用

・特別室料	1日あたり	1,100円
・理美容代	1回あたり	2,500円
・日用品費	1日あたり	250円
・教養娯楽費	1日あたり	150円
・電気代	1点あたり 1日	100円

(3) 支払い方法

・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落とし、銀行振込等があります。入所契約時にお選びください。

